

◎議 事 日 程（第5号）

平成19年9月26日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 意見書案第3号 地方の道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書について
- 日程第4 意見書案第8号 後期高齢者医療制度に関する意見書について
- 日程第5 議案第46号 第1次愛西市総合計画基本構想について
- 日程第6 議案第47号 政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 愛西市消防団条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 市道路線の廃止について
- 日程第12 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第54号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第55号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第56号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第57号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第58号 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 認定第1号 平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第24 認定第7号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 平成18年度愛西市水道事業決算認定について
- 日程第26 請願第1号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願について
- 日程第27 陳情第9号 愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情について
- 日程第28 陳情第10号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について
- 日程第29 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第30 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第31 陳情第13号 市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について
- 

#### ◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について
- 追加日程第2 意見書案第5号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について
- 追加日程第3 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第4 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第5 委員会付託の省略について
- 追加日程第6 意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について
- 追加日程第7 意見書案第5号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について
- 追加日程第8 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第9 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 

#### ◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君

15番	後藤和巳君	16番	堀田清君
17番	加藤和之君	18番	古江寛昭君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君
21番	永井千年君	22番	黒田国昭君
23番	中村文子君	24番	加藤敏彦君
25番	加賀博君	26番	宮本和子君
27番	石崎たか子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計室長	杉山政男君
総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	水谷洋治君	経済建設部長	篠田義房君
上下水道部長	若山富士夫君	市民生活・保健部長	八木富夫君
福祉部長	加賀和彦君	消防長	古川一己君
佐屋総合支所長	藤松岳文君	立合支所長	飯田十志博君
八開総合支所長	水谷正君	佐織総合支所長	伊藤忠俊君
監査委員	河原操君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

きょうは全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第3号、意見書案第8号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま議会運営委員長から報告がございました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ御審査をしていただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（太田芳郎君）

それでは、総務委員会の結果の報告をさせていただきます。

総務委員会は、9月18日午前10時から開催をいたしました。当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第46号：第1次愛西市総合計画基本構想につきましては、今後の市民会議のあり方について質問がありました。現在の市民会議の委員につきましては、来年の3月で任期満了となります。次年度についても公募を考えています。総合計画の推進ということで、市民会議としてどんな役割を担っていただくのがよいか、先進地を視察し、愛西市としてよりよい方向になるよう検討していきたいという答弁でございました。また、賛成討論として、今後、具体的に実施計画等で示されているものが本当にこの計画に沿ったものとして十分に効果が上がってくるかどうか、非常に大きな課題となってくると思いますので、そうした点を見きわめていきたいと思っております。総合計画そのものを10年という単位でなく、もう少し短くするなど、いろいろ課題も出てくると思いますが、市民の皆さんと一緒にこの愛西市をつくっていく形にしていってもらえますよう要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号：政治倫理確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきましては、全員賛成で可決いたしました。

議案第48号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、佐織地区のコミュニティセンターの5館の指定管理者は今後更新するののかという質問に対して、引き続きコミュニティ推進協議会に任意指定していきたいと。理由としては、この施設は葬儀にも利用されることが多いので公募には不向きと考えるという答弁でした。賛成討論として、佐織地区におけるコミュニティセンターの役割というのが地域コミュニティ、地域の住民の交流の拠点としての役割及びコミュニティ推進協議会等を通じて地域の交流などが行われているという状況の中で、地域のコミュニティが活性化していく役割を担っているという点を考慮しながらやっていくことが必要だと考えているので評価できると思っています。ただ、資金管理については市が責任を持ってしっかりとやっていただくことを要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正につきましては、消防団の再編につきましては、末端の消防団員にまで説明が行き届いているかという質問に対して、年度当初に総代会において説明させていただき、また各地区で2回ずつ説明させていただき、周知されていると思うが、今後も積極的に各班に説明に行きたいと考えていますという答弁でありました。また、賛成討論として、消防団員数がかなり減少し、また昼間の消防力が手薄になることが想定されるので、住民がいざというとき助け合える地域防災力の向上に努めていただき、消防団の構成等も含めた検討をさらに進めていただくということと同時に、今の再編についても地元の状況をよくつかみながら進めていただくよう要望して、賛成しますという御意見がございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第50号：愛西市火災予防条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第54号：愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、納期前納付報奨金の限度額を今後見直すことはあるかという質問に対しまして、平成20年度から5万円を3万円にするということで、納税通知書を発送させていただいた折と一緒に送付して周知を図っている状況でありますという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第1号：悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願につきましては、質疑、討論もなく、全員賛成で採択されました。なお、本日の本会議でこの請願が採択されましたら意見書を提出する予定ですので、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

**○文教福祉委員長（大宮吉満君）**

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は9月19日午前10時から開催いたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第54号：愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、斎場建設に関して早く都市計画を決定したいから前倒しでやれることをやるということだが、手順を省略してはいけないと思うがという質問に対しまして、都市計画の手続の流れに基づき、基本計画の策定に着手してきました。そうした中、地元の協力などを得て、予想外に早く地元の御同意をいただきました。基本計画と環境影響調査と同時進行で進めていければ、当初の念願どおり早く完成を見ることが出来る。一部この流れにはそぐわないところがあるかもしれませんが、特に逸脱した流れではないと考えますという答弁でございました。反対討論といたしまして、当初示されたように、都市計画手続の基本計画や基本設計が策定された後に、住民の意見をよく聞いて環境影響調査は始めるべきだと思います。前倒し先行的なこのような予算計上は認めることができないので、この議案には反対しますという御意見がございました。採決の結果、可否同数でありましたので、委員会条例第17条第1項の規定により委員長の決するところにより、原案のとおり可決されました。

議案第55号：愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号：愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第10号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情につきましては、賛成討論といたしまして、今の文科省の姿勢というのは定数の自然減の範囲内で若干の定数をふやすということで考えているみたいだが、その中身も管理職を中心としてふやすなど全く部分的なものにとどまっており、本当に学級規模の縮小に直接的に結びつくものになってはいません。周辺の自治体も少しずつ35人学級を広げたりしてきています。次期改善計画の凍結も早く解除して、早期実施を強く求めるこの陳情には賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情につきましては、賛成討論として、いじめ、学級崩壊、少年事件などに見られるように、今、学校教育は公私を問わず重大な岐路に立っています。教育改革、学校改革が待ったなしです。子供と教育の危機は、今や子供が主体的に生きていけるかどうかの危機とも言われています。その克服に立ち向かう上でも、独自性を持つ私学教育の役割は一層重要となってきます。国に対して、ぜひ三つの項目に対する意見書の提出をしていただくよう要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情につきましては、賛成討論として、県は財政難を理由に私学助成が削減され、私学の財政は一挙に苦しくなりました。不況の影響の中で授業料が払えなくなって中退したり、滞納もふえています。学費の公私格差をなくすことが求められていますので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情につきましては、賛成討論として、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは単に私学だけの問題ではなく、市民にとっても切実な要求です。準義務教育化された高校教育における公私格差是正は、教育の機会均等を保障するためにも急務の問題でもあります。ぜひ市独自の授業料助成を拡大するよう求めて賛成しますという御意見がありました。また、反対討論として、現在、愛西市が行っている私立高等学校授業料補助は、年1万円の補助をしているところですが、これは近隣市町村と比較しても特段の格差があるわけではありません。市独自の補助事業については、行政改革の中で財政改革チームが立ち上げられ見直しが進められていますので、現段階で拡充について賛成するには時期尚早との考えから反対しますという意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、この案文を御協議いただき準備させていただいております。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

委員長の方にお伺いしたいんですけれども、私は傍聴させていただいたんですが、火葬場の都市計画の手續という資料が配付されて、これをもとに審査がされたということよろしいでしょうか。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

そういうことでございます。

○5番（吉川三津子君）

きょう、皆さん、手元に全協の資料があると思うんですけれども、これは経済建設課の方から要望があって、本日、皆さんに配付されていると思います。こちらの方では都市計画決定の流れということで、住民の意見を反映するところがない。同じこの火葬場の計画でありながら、全く違った都市計画決定の流れの資料が配付されているわけなんですけれども、この辺の矛盾については、委員長は何か御存じの上でこの委員会が進められたのでしょうか。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

私もそういう部分においてはちょっと、わかってと言われるとあれですが、現実はそのまでも把握しておりませんでしたということです。

○5番（吉川三津子君）

今、委員会の方では、こちらの手続をもとに採決がされて可決がされた。今から採決をとられるに当たって、違ったもので皆さん考えられるわけですよね。そういったことについて委員長として、大変これはゆがみが生じていて、議会としてちょっと問題ではないかなと思うんですが、その辺、これをそのまま進めるということが議会として大変問題ではないかというふうに考えるんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（佐藤 勇君）

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き、再開いたします。

○5番（吉川三津子君）

御存じないということがわかりましたので、これはどうしたらいいんでしょうね。全く委員会としてはこういったのを掌握していないということで、こちらで議決をしたんだということですよね。私としてはどこにどう言ったらいいのか、ちょっとわからない。市の方でこういったゆがみが生じているわけなんですけれども、じゃあ答弁としては、これをもとに、私も傍聴して……。

○議長（佐藤 勇君）

暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き、再開いたします。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

私どもとしてはやっておりませんのでということです。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他にございますか。

〔発言する者なし〕

ありませんので、次に経済建設委員長、報告をお願いいたします。

○経済建設委員長（加賀 博君）

経済建設委員会の結果を報告させていただきます。

経済建設委員会は9月20日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第51号：愛西市道路占用料条例の一部改正について及び議案第52号：市道路線の廃止につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第53号：市道路線の認定につきましては、2392号線は地元の地主さんから斎苑を建設す

るために提供された土地に道路が線引きされているのではないかと、そうなれば斎苑とは直接関係ないとは言い切れないと思うがという質問に対して、今回の市道認定にかかわるこの路線は、もともと地域の要望のあった路線で、交通事故安全対策上からも必要な道路ということで位置づけています。これは、あくまでも道路は道路、斎苑用地は用地ということで進んでいくものですという答弁でありました。また、討論の前にこの議案については継続審査にしたい旨の動議が出されましたが、採決の結果、この動議は否決されました。反対討論として、2392号線にかかわる道路認定は斎苑とは別ということで説明を受けたが、地権者は斎苑建設ということで土地を提供される方たちばかりです。よって、斎苑に関連する道路建設という考え方に立つのが自然だと思えます。そういう点で継続審査にして慎重に対応していくことを求めましたが、否決となりましたので、この議案について反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業の関連でメンテナンスの関係について、一般的に維持管理はどのくらいかかるか、また設置後、市として維持管理を指導をしているかの質問に対しまして、指導については、設置後3ヵ月を経て5ヵ月以内にやる7条検査、年1回行う11条検査など知らせているし、メンテナンスの関係では、7条検査、11条検査、点検、清掃などを含めて5人槽ぐらいで年五、六万だと聞いているという答弁でありました。反対討論として、愛西市にとって斎苑事業は重要な事業です。事業を成功させていく上でも住民との関係、地主との関係など慎重に対応していかなければならないと考えるが、そういう点で進め方に強引さがあるというふうに受けとめていますので、そういう内容を含んだ予算になっているので反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第57号：愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）及び議案第58号：愛西市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第9号：愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情につきましては、当委員会の結論として、理事者に検討方を要望するというで決定をいたしました。

なお、付託案件審査終了後、地方の道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書を提出することになりましたので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けいたします。5番・吉川三津子議員。

#### ○5番（吉川三津子君）

先ほどと重複いたしますが、本日、資料が配付されておりますが、委員会の中でこういった都市計画決定の流れ、そしてこの地図についての配付が要望されて本日配付されたというふうに認識してよろしいでしょうか。

○経済建設委員長（加賀 博君）

そのとおりです。

○議長（佐藤 勇君）

他にございますか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第8号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をしていただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（中村文子君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は9月21日午前9時から市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして開催いたしました。当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、認定第1号の総務委員会所管の関係につきましては、個人納税義務者が17年度決算と比較すると2,600人ぐらいふえているのと法人市民税納税義務者が75社減っているが、その要因はという質問に対しまして、個人納税義務者の増は、老年者控除の廃止、公的年金等の控除の引き上げ、定率減税の引き下げなどによるものと思われまふ。また、法人市民税納税義務者の減少については、事業所の閉鎖、統合などと想像されますという答弁でした。また、消防費について、普通救命講習と上級救命講習の違いと講習実施場所についてお尋ねがありました。普通救命の講習時間は3時間または4時間であり、上級救命の講習時間は8時間であり、それぞれ講習内容も差異があります。実施場所については、中学生はそれぞれの学校施設で、そのほかは消防庁舎で実施しています。なお、市民の方で5人以上集まれば、こちらから出張して講習を実施いたしますという答弁でした。

文教福祉委員会所管の関係につきましては、立田福祉作業所と佐織福祉作業所は委託となっているが、それぞれの職員数と委託料の違いはというお尋ねに対しまして、立田は正職員1名とパート2名、佐織は正職員3名とパート2名で、それぞれ合併前の運営状況を引き継いでいるという答弁でした。

スクールサポート、スクールカウンセラーについての状況はどうかという質問に対しまして、スクールサポートについては、障害を持つ子に学習の援助を行うための指導者を派遣している。

立田北部小で難聴の児童に対し要約筆記を、北河田小では義足の児童に対し水泳指導を、開治小では全盲の児童に対し点字指導を、また永和小・中では韓国からの帰国子女に対し日本語指導を行っている。スクールカウンセラーについては、平成17年度まで心の相談員を佐織中、八開中、永和中に配置していたが、平成18年度に県によるスクールカウンセラーが配置されたことにより、心の相談員は廃止されたという答弁でした。

経済建設委員会所管の関係につきましては、地域内側溝などについては総代さんから優先順位をつけて申請しますが、優先順位の1番はすべて実施するののかという質問に対しまして、交付税の基準財政需要額のパーセンテージによって授かった予算をそれぞれの地区に振り分けて事業を進めているので、すべてを実施するのは無理があることを御理解いただきたいという答弁でした。

認定第1号の反対討論として、18年度におきましては国民保護計画が計上された大きな問題があります。一方で、自主防災会の防災倉庫の設営やAEDの公共施設の設置等評価する面もありますが、18年度の予算執行での住民要望の実現はまだ不十分であるので、この決算については反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第4号につきましては、全員賛成で認定されました。

認定第5号：愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護予防事業の成果についてお尋ねがありました。答弁として、特定高齢者については基本チェックリストにより選定、決定、保健師が面接等によりその方に合った事業を決定、参加していただき介護予防に努めました。また、一般高齢者については、18年度は旧町村の介護予防事業を引き続き実施しました。平成19年度は事業内容を統一したJA海部に委託し、市内6ヵ所で開催している。事業参加することにより同年代の方に会い、閉じこもり防止にもなり、出席者からは喜んでいただいているということでした。採決の結果、賛成多数で認定されました。

認定第6号、認定第7号、認定第8号につきましては、質疑もなく、全員賛成で認定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

今の報告で認定第6号から認定第8号まで全員賛成とありましたが、認定第7号については、私、反対をしておりますので訂正をお願いします。

○決算特別委員長（中村文子君）

認定第7号は、「賛成多数」でございます。すみません、訂正いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございますか。

[発言する者なし]

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

◎日程第3・意見書案第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・意見書案第3号：地方の道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○25番（加賀 博君）

意見書案第3号：地方の道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成19年9月26日提出、提出者、愛西市議会議員 加賀博。賛成者、愛西市議会議員 黒田国昭、同じく柴田義継、同じく加藤和之、同じく中村文子、同じく後藤和巳、同じく堀田清、同じく村上守国、同じく日永貴章。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

意見書（案）を朗読して説明にかえさせていただきます。

地方の道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書（案）。

道路は、豊かな生活や活力ある経済活動を支える基本的な社会資本であり、その整備は地域住民がひとしく熱望するところである。

また、少子化・高齢化が進展している中、道路を計画的に充実させるとともに、深刻化する環境問題にも対処し、さらには災害に対応する緊急輸送道路・避難路等を確保して、安全で安心できる地域づくりを実現するために、道路整備はより一層重要となっている。とりわけ4町村が合併して愛西市となった本市においては、地域の均衡ある発展及び新市としての一体性を確立するため、幹線道路網の整備やそのアクセス道路の整備は新市建設を進める上で必要不可欠である。

今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成に当たっては自治体の意見を尊重し、地方の実情を十分に勘案の上、道路特定財源については極力道路整備や道路の維持管理のための安定的財源として確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月26日、愛知県愛西市議会。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

本意見書については、最後のところの今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画の問題に触れながら特定財源確保というふうに言っていますが、本意見書で突然出てくる「中期計画」というのはいつからいつまでの計画なのか。お手元の資料でわかれば説明をいただきたい

のと、それから特定財源については、非常に今各論があるというふうに思いますが、ここでは「極力」という言葉を使ってみえますが、これはどういう意味で使われているのか。100%特定財源でやれと言っているのか、一部特定財源でなくなるのはやむを得ないというふうに言っている文章なのか。その2点について、わかる範囲で説明してください。

○25番（加賀 博君）

委員会の中でそういう意見もございませんでしたし、そういう中期計画とかいろんな問題について質問もなく、もんだこともありませんでした。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑もございませんので次に進みます。

意見書案第3号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、よって意見書案第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第3号について、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

意見書案第3号について反対の立場での討論を行います。

この意見書案の内容として、愛西市から見て道路整備の必要性は、特に合併に伴っての道路整備の必要性も今後出てくると思いますが、ただ、今回のこの道路特定財源を極力道路整備にという部分について、今、国の財政状況からいきましても、赤字の問題をどうするかという中で、この道路財源については一般財源化すべきだという意見も出ております。そして、実際に道路財源に使われた残りは既に一般財源の方に入れられるという状況も生まれております。

それから、この道路財源について、ここの中にもありますが、幹線道路の整備等、こういう地方の議会から意見書案が出され、そして国としてもこの道路財源を確保する中で、その使い方は身近な生活道路に回る割合よりも、やはり産業のための幹線道路、高速道路等の整備にどんどん使われていくという状況が見受けられますので、この意見書案については反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に討論のある方、ございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

◎日程第4・意見書案第8号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・意見書案第8号：後期高齢者医療制度に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○26番（宮本和子君）

後期高齢者医療制度に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成19年9月26日提出、提出者、愛西市議会議員 宮本和子。賛成者、愛西市議会議員 加藤敏彦、永井千年、真野和久。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

提案理由といたしまして、一般質問の中でも質問を行いました。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者にますます負担を押しつけるものであり、市民の暮らしと命を守る立場の市町村には何も権限もない制度は、今までにもない制度でございます。ぜひ後期高齢者医療制度を高齢者の立場に立ったものにするためにも、広域連合に対して意見書の提出をしていただきますようお願いいたします。

では、後期高齢者医療制度に関する意見書（案）を読み上げまして、提案とさせていただきます。

来年4月から、75歳以上の高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」が実施されます。

「後期高齢者医療制度」では、今まで扶養家族として保険料が無料だった高齢者を含め、75歳以上の高齢者すべてが月平均6,200円程度（厚労省の試算、全国平均）の保険料を払うこととなります。また、保険料が払えない人の保険証を取り上げる「資格証明書」も発行するとしています。

新制度の実施に当たっては、高齢者の声に耳を傾け、生活実態や経済状況を踏まえた制度にされるよう以下の実現を求めます。

1. 高齢者の生活実態に即した保険料にすること。
2. 低所得者に配慮し、減免制度を実施すること。
3. 保険料を払えない人の「資格証明書発行」を行わないこと。
4. 国保制度と同じように「健康診査」を全員受けられるようにすること。
5. 県民及び高齢者が参加できる運営協議会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月26日、愛知県愛西市議会。後期高齢者医療広域連合広域連合長 松原武久殿。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に意見書案第8号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第8号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、意見書案第8号について、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。21番・永井千年議員。

## ○21番（永井千年君）

賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度の保険料は、この意見書が触れていますように月平均6,200円、年7万4,400円というふうに厚生労働省は試算をしています。しかし、東京広域連合の試算では年平均15万5,000円と、倍以上となりました。これを受けた立川市の収入別の保険料試算では、07年度の国保料の1.3倍から3.3倍、厚労省が平均年金収入としている208万円の場合で年11万4,000円にもなります。この保険料を年18万以上の年金収入の場合、強制的に年金から天引きするわけでありますから、このケースの場合には1回の年金振り込み額が1万9,000円も減ってしまいます。愛知県の広域連合はまだ試算を行っていませんが、国保税、介護保険料を大きく上回る保険料となり、生活費に大きく食い込む大変な負担増となることは明らかであります。

こうした高齢者の生活実態と負担能力を無視した制度に対して、大きな国民的な批判が巻き起こっています。新しく発足しました福田自公政権は、その政権合意で後期高齢者医療制度の見直しに言及せざるを得なくなっていますが、健保の扶養家族となっていて今回新たに保険料負担が発生する方、対象者の約15%であります。この保険料を1年以内で凍結を検討するというもので、制度の根幹には全く手をつけようとはしておりません。制度実施の凍結と全面的な見直しが強く求められると思います。

本意見書は、高齢者が払える保険料にすること、提出に配慮した減免制度の実施や、払えない人から保険証を取り上げないこと、健康診査を受けられるようにすること、県民や高齢者が参加できる運営協議会を設けることなど、広域連合に対して広域連合でできる制度の円滑な実施のための措置を求めるもので、制度実施の凍結と全面的な見直しまでは求めておりません。最大公約数として、どなたも賛成できる内容ではないでしょうか。

以上、広域連合に対して5項目の実現を求める本意見書に対する賛成討論といたします。

## ○議長（佐藤 勇君）

他に討論ございますか。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、意見書案第8号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第46号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第46号：第1次愛西市総合計画基本構想についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

賛成討論を行います。

今度の総合計画は、質疑でも申し上げましたが、このアンケートで市民ニーズをつかんで、市民会議で議論する市民参加の新しい手法を取り入れて行われました。その点では画期的なものであります。しかし、その参加の仕方は部分的なものにとどまっています。こうした市民参加のさらに発展が期待されます。

この基本構想を読んで感じることの第1は、この六つの理念、35の生活課題、29の基本施策とつながっていくわけでありますが、答弁でも、目標をはっきりさせることがこの基本構想、どういう手段で実現するかは別に考えたと答弁をされています。基本施策の文言には、地産地消の仕組み、斎場の整備、高齢者の外出支援など、その文言でよくわかる表現もありましたが、多くのところは明確な表現になっておりません。

また、基本計画の実現のための方策についても、現状の追認なのか、あるいは充実しているのかかわりにくい表現も見受けられます。私は、もっと具体的な事業展開を書き込んだものにするべきじゃないかと思っています。

また、市民会議の声も一致した声については紹介するべきであったと思います。個々の事業の進め方について、3ヵ年の実施計画に全面的にゆだねてしまっただけではいけない。つまり、総合計画では非常に抽象的な表現にしておいて、具体的なことはすべて3ヵ年計画と、実施計画というふうな関係にしてはいけないというふうに思います。その点で、この基本構想が今回採択されるわけですが、基本計画について具体的な事業展開がわかる、もっとわかりやすい文章にしていきたいと。その点での一層努力を行っていただくようお願いをしておきます。

以上、幾つか注文を申し上げましたが、本基本構想は抽象的な目標としては賛成できますので賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

総合計画基本構想について賛成討論をいたします。

愛西市の総合計画基本構想の策定は、市長の公約である市民会議を設置し、公募による委員の皆さんの手弁当ででき上がったものです。一方、市民の目からだけでは不十分ということで、長期的な課題を行政サイドが取り入れるという形も取り入れられました。その中には斎場計画も盛り込まれておりましたが、市長の公約だからということで委員の皆さんは議論もすることなく終わっております。しかし、市長の公約には斎場計画はなかったはずで、十分な説明が市民委員の皆様にされなかったことは残念でなりません。

しかしながら、今回の計画づくりは公募の委員の皆さんの個人の意見を反映したものではなく、市民全体のニーズをつかみ、委員の皆さんがそれを整理するといった形が取り入れられており、市民の多くの方が望む愛西市像が盛り込まれたと私は評価しております。また、今後市民会議の継続がされるということですので、総合的に判断して賛成とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論ございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第47号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第47号：政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、賛成討論のある方、どうぞ。

〔発言する者なし〕

ありませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第48号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第48号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第48号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正については、指定管理が行われている防災コミュニティセンターの管理委託に利用料金制を導入するものです。本来、防災コミュニティセンターは市の施設であり、市民が安全に気軽に利用できるように市が責任を持って管理・運営すべきであり、市民の使用料も公金として市が管理するのであります。利用料金制の導入は、こうした原則をさらに崩すものとして実際には問題があります。しかし、佐織地区では防災コミュニティセンターは、地域コミュニティ推進協議会によって管理・運営され、地域の交流活動が行われております。こうした地域の活動を進めている防災コミュニティセンターの管理・運営を行っておりますコミュニティ推進協議会との協議の中で利用料金制を導入することで管理がしやすくなり、地域活動も活性化できるということであれば、また今後も推進協議会に対して任意指定をするということですので、この改正については賛成をいたします。

今後、市は、利用料の使われ方も含めた経営の状況についてしっかりとつかみ、施設の管理についてもコミュニティ推進協議会任せではなくて、地域や市民の要望を聞き、適切に対応するよう求めて賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第49号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

反対討論のある方、どうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正は、愛西市の消防団組織を大きく変え、4団41分団815人から4方面隊17分団385人にするものです。基本的に賛成いたしますが、団員が大きく減ることによる地域への影響にしっかりと対応していくことが必要であります。とりわけ団員を削減することによって、確かに地域の負担は減りますが、一方で団員減少による団員の選出のやり方について、また今後の消防団員の育成が大きな課題となってまいります。また、消防団は地域の青年団的な役割を担っていましたが、その点でも削減は大きな影響を与えます。災害時に適切に対応し、指示する立場にある団員が減ることによって婦人消防など女性の協力や退職者の協力、また消防団だけではなくて自主防災会等と連携をした防災のあり方を検討していく必要もあります。

最後に、団員の選出や、廃止されるポンプや倉庫などの措置、改編による今後の地域の悩みにしっかりと市が相談に乗り対応するよう要望いたしまして、賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで10分間休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き、再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第50号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第50号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第51号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第51号：愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第52号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第52号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第53号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第53号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

この市道路線の認定についてですが、継続審査にするよう動議を提出いたします。

その理由におきましては、この議案の説明の当初におきまして篠田経済建設部長より、それぞれの道路の認定の理由を説明されました。これは四つに分けてされました。開発による寄附行為によるもの、公共施設へのアクセスのためのもの、地元要望によるもの、流通センター絡みのものということで分けて説明がありまして、その中で西保町の2392号については2番目の公共施設へのアクセスのためという分類の中で説明が行われました。こういった斎場へのアクセス道路として整備するものという形で行われておりました。しかし、その後、いろいろ審査をしていくうちに、斎場絡みであるとか、斎場絡みでないとか、そういった委員会の中でも答弁が揺れております。また、本日、経済建設委員会の中で資料提供ということでされたわけけれども、議論するのに必要な資料が最終日に提出されたということで、議会としては十分な審議がされていない。そういったことを踏まえて継続審査ということをご提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま動議で議案第53号の継続審査という御意見がありましたが、ただいまから議会運営委員会の皆さんにて御審査をしていただきたいと思いますので、ここで暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（佐藤 勇君）

では、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

ただいまの吉川議員からの動議について賛成者の起立をお願いしたいと思います。

〔賛成者起立〕

ただいま6名の方が起立していただきましたが、この動議は1人以上の賛成者があって成立いたしますので、6名ですので成立させていただきます。

ただいまの議案第53号を継続審査とすることの動議を議題として採決をいたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数ですので、よって、この動議は否決されました。

それでは、次に討論に移ります。

まず反対討論の発言を許します。

最初に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第53号：市道路線の認定について、この市道路線の認定の中に佐屋地区の2392号の認定が提案されております。この市道については、本日の議会の資料の中に総合斎苑境界範囲図、それから西保町の公図の写しを提出していただきました。これの中に認定として提案された2392号が示されております。この道路については斎苑とは関係ない、地元からの要望に伴う道路というふうに市当局は説明をされておりますが、しかし、この公図等を見ていただきますと、この場所は、地元の覚書の中にもありますように、斎苑を建設するために議員さんから提供される予定の土地に道路の図面が引かれております。そういう点では、市の説明自身がその斎苑とは関係ないんじゃないくて、斎苑と関係する附帯工事になっていく道路であるというのが自然な見方だと思いますので、その無理な説明があるという点。それから、この道路が斎苑と関係あるということならば、都市計画決定でせめて基本計画が示されてからこれが提案されるのが本来の仕方だと思いますので、今回、この道路認定の中に佐屋地区2392号の路線の認定が含まれているということで反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

先ほど動議のときに意見は申しましたが、議案説明で経済建設部長はそれぞれの道路認定の理由を、先ほど申しましたように開発による寄附行為によるもの、公共施設へのアクセスのためのもの、地元要望によるもの、流通センター絡みのものと、それぞれの認定道路を四つに分けて説明をされました。西保町の2392号については2番目の公共施設へのアクセスのためという分類の中で説明がされ、このようにおっしゃいました。「公共施設等へのアクセス道路として整備するもの」といたしまして佐屋地区で2392号線の1路線、これは斎場絡みのものです」と、先日、議会の録音テープでも確認しております。質疑の折では、「生活に密着した道路と同時に、斎場が予定されていることでありまして、公共施設ということも入っているんじゃないかなあと思う」という答弁もされ、いろいろな質問が投げかけられるたびに揺らいだ答弁となっております。

斎場とは関係ないという答弁もございました。しかし、当局の説明や答弁で2392号線が斎場予定地内に新設される道路であることも、本日配付の資料からもわかりました。斎場建設に絡んだ道路であることは間違いないと私は思っております。斎場については基本計画も環境影響調査もまだ行われておらず、調査によってはここに建設することができない可能性もあり、施設の規模により敷地面積もどうなるかわからない状況であります。こういった不透明な計画を根拠に市道路線の認定をするということは時期尚早であると考えますので、反対いたします。答弁が一貫していないこと、やはりそういった面におきまして、再度きちんと私たちに説明する必要があるんじゃないかと思えます。

以上、反対の討論です。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論のある方。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第54号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

〔挙手する者あり〕

はい。吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

この件につきましても動議を提出いたしたいと思えます。

先ほどから申しておりますように、初日から委員会、そして最終日にかけて当局から示される資料においても、委員会で示された資料、本日いただいた資料とに差があります。こういったどちらが正しいかわからないような資料の提示を受けて、今議会は議員によって審議されてまいりました。こういったことは大変議会軽視でもありますし、こういったことを議会で通す、こういった事例をつくるということは大変問題であります。よって、この補正予算について継続審査をしていただきたいということで動議を提出いたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、ただいま吉川議員からの動議についての賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立6名でございます。よって、この動議は成立いたしました。

ただいまの議案第54号を継続審査とすることの動議を議題として採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、この動議は否決をされました。

それでは、討論に移ります。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

本予算にはファミリーサポートセンターの事業委託費の305万円だとか、あるいは一般不妊治療費の300万円など、かねてより住民要望として出されたものの実現など評価できるものもありますが、何ととっても総合斎苑の関連予算、環境衛生費の斎場環境影響調査委託料の500万円、総合斎苑予定地周辺道路の整備予算1億5,080万円には賛成できません。この問題は文教福祉委員会と経済建設委員会で質疑をされましたが、昨年10月に特別委員会に示された火葬場の都市計画手続、私はこれを示して文教福祉委員会で質疑を行いました、その答弁で、確かにこの流れで進めてきたということは認める答弁がなされております。この流れによれば、今年度700万で当初予算に上げられました基本計画の策定、そして来年度、基本設計が行われる。その住民意見を反映した上で環境アセスをどういう方法で行うか、アセスの項目や手法、その計画をつくることになっています。文教福祉委員会の質疑でも、基本計画をつくらせてやるのが順番だが、都市計画決定を早くして事業を早く進めたいので並行してやることにしたという趣旨の副市長の答弁がありました。

この問題では、西保の団地から7月5日に446筆の総合斎苑反対署名も提出をされていますけれども、反対意見もある、このような大きな事業ほど民主的で丁寧な手続を進めていかなければならないというふうに思います。その点で市の態度は、基本的なところでそうした自覚が全く見えてきません。例えば、きょうもこの図面が出ておりますけれども、墓地の法律によれば鉄道敷から20メートル以上離れていること、これも20メートル以内におさまっています。220メートルについても、これ完全な丸が描かれていませんから一部わかりませんが、この中に名神団地とは道路を隔てて接しております。そして、この220メートルの中にどのような地権者があり、そしてその地上権や担保など、さまざまな権利があるかと思いますが、そうした権利もどのようにあるのか。丁寧な進め方をすれば、当然この人家がある場合は同意が必要だと、人家がない場合は同意が必要でないというふうになっておりますが、丁寧な進め方をやるということであれば、当然この220メートルの地権者やその他の権利者に対する説明をきちっと行うと。その説明をしたかわりとして、例えば同意ももらう、そして当然住民説明会も行われていく。そういう手順をきちんと踏んでいかなければならないというふうに思います。その点での全く自覚に欠ける今回のやり方、改めて本予算の撤回を強く求めたいと思います。先ほど継続審査の議論もありましたけれども、否決されましたので、本予算には反対といたします。

以上、反対討論です。

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○5番（吉川三津子君）

本日、資料等が配付されまして、私、文教福祉委員会を傍聴いたしましたので資料等もいただいております。それと全く違ったものが最終日、私たち議員がイエス・ノーを決めなけれ

ばいけない寸前にこういったものが提出されたことに、大変私は驚いております。その上で私は反対討論をさせていただきます。

斎場絡みの道路であります、款土木費、項道路橋梁費、目道路新設改良費に問題がありますので反対の立場で討論いたすわけでございますが、1番目の反対の理由は、議案質疑の折にも質問しましたが、斎場計画と一体化すれば合併特例債が利用できるのではないかという質問をいたしました。答弁の中では、進入路については合併特例債が利用できるだろうという答弁もあったわけですが、私が計算しましたところ、この道路に係る補正予算は1億5,180万円です。これを合併特例債を利用するとして、2%の利率で10年借りたいたします。私の計算では、約1億1,000万円が地方交付税でこれから補てんされていくというものであります。こういったお金を捨ててまで急いでこういった道路を建設する必要があるか、そういった明確な理由が当局から示されておりません。これこそ無駄遣いであり、市長が進める行革に反する予算ではないかというふうに思っております。

2番目の理由といたしましては、基本計画もできていない、環境影響調査もまだこれからであり、何ら斎場建設計画について議会に示されていない段階で建設予定地内の道路建設を認めるということは、今後、この道路に合った施設計画となっていく可能性があります。過大な施設になる危険をはらんでいるということを私は問題視しております。まずは基本計画、そして環境影響調査、そして工事といった正規の手続を踏むべきであり、住民の意見もしっかりと入れた計画にすべきであろうというふうに思っております。

文教福祉委員会では、基本計画も環境影響調査も未実施であり、道路計画は時期尚早との意見が何人かの議員の方からあったわけですが、副市長は、環境影響調査の結果や基本計画を踏まえて、公聴会などを開いて市民の声を聞いていくから大丈夫なんだと、そういった火葬場の都市計画手続という資料をもとに答弁をされました。市民の声を聞いて計画が変わる可能性のあるものを、今なぜ道路だけ先行してつくるのか、私にはわかりません。副市長の答弁とも大変矛盾を感じるものであります。

3番目の反対理由は、6月議会で私は、一般質問の中でこの火葬場の計画と集中改革プランの整合性について問いました。その中で企画部長は、斎場基本計画が策定されていく中で整合性をとっていかなければならないというような趣旨の答弁をされておりました。正規の手続を踏まねば、市長が決めた集中改革プランとの整合性を見きわめる機会がなくなるということでもあります。

先日の特別委員会においても地元対策費ということが話に出ました。しかし、これについても、もっと後でよいということで先延ばしにされました。こういったことを建設計画と一緒に考えていかなければ全体の費用もわかりません。どうやって集中改革プランとの整合性をとっていくのか、それも大変疑問であります。

4番目の反対理由は、農業振興地域の除外の手続であります。文教福祉委員会では、2万平米を超すと市全体の農振の見直しが必要になるとの説明がありました。私は、行政だからこそ手続をきちんと踏まねば、これからきちんとした、市民、企業、そういったところに指導がで

きていかなくなるという懸念を持っております。

そして5番目に、きょう、これも配られたものですが、地元と交わした覚書についてです。覚書とは、法律上、契約書と何ら法的効力は変わりません。その中で、今後、計画が変更になることも十分あり得るわけです。議会の中で審議されて計画が変わればその覚書の内容も変わるような、そんなただし書きも必要ではないかというふうに思っております。こういった経緯は、大変議会軽視であり、既に行政が決めたものを議会がイエスマンとして容認していくようなことを感じております。

また、本日配られました火葬場の地図におきましても、先ほど永井議員からありましたように、線路から20メートル離れていなければならない。しかし、地図を見ると20メートルも離れていない。そして、公園とかから220メートル離れていなければいけないにもかかわらず、その中に公園も児童館もある。そういった状況で、何らそういった説明もされずここまで進んでいたものに対して、私は賛成をすることはできません。

また、私もいろんな声を聞いております。今、西保町の方で同意はとられましたが、あそこにかかわっている方たちは、あそこに住んでいらっしゃる方たちだけではありません。あそこで田んぼをやられたり、毎日あそこで仕事をされていらっしゃる方もあるわけです。そういった方の理解も得られないまま道路だけが進むことには、私は反対をいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論ございませんか。27番・石崎たか子議員。

#### ○27番（石崎たか子君）

議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について反対討論を行います。

衛生費、4目環境衛生費の13.委託料の斎場環境影響調査委託料と土木費、2目道路新設改良費の13.委託料から22.補償、補填及び賠償金に至る斎場周辺道路整備に関する補正予算についてでございます。

過去においても斎場建設については、特別委員会からも市側の検討委員会からも詳しい説明や資料もないまま今日に至っております。西保町のおまとめで斎場敷地が2万3,337平方メートルと決まったにもかかわらず、急に先行投資して、分筆で道路整備をされるということでございます。事務量が2倍にもなります。なぜ敷地の中をわざわざ道路にされるのか、納得がいきません。特に敷地の西側は鉄道敷、南側は用悪水路であり、そのまま緑地帯にすればよいと存じます。ここは一括購入で特例債を利用し、財源の確保をすべきだと思います。一括購入後に分筆すればよいと考えます。

また、周辺の環境影響調査にしても基本計画ができていないのに予算計上がされています。市が6月27日、入札され、玉野総合コンサルタントと委託契約をされました。内容の説明すらないまま、12月20日に斎苑の基本計画が出るやに聞き及びましたが、施設や土地利用計画の概要説明がない現在ではお認めできません。すべて基本計画の説明があつてからの出発でよいのではないのでしょうか。

私も火葬場建設には大賛成でございます。去る23日の商工会長褒章会場の場で議長は「行政

と議会は協力し合ってやっていかなければならない」と、祝辞の中で申されました。まさしくそのとおりでございます。しかし、私たち議会人は、多くの住民の代表として行政のチェック役としての重要な役目があることを忘れてはならないと、自分自身にいつも言い聞かせております。厳しい目で行政を見ていかなければなりませんし、第2の夕張になると不安がっている住民に私どもは何と説明すればよいのでしょうか。

今、地権者から斎場として買い上げる土地が2万平方メートル以上になるからと、行政は法を犯し、先行して道路整備をされようとしておりますが、しっかりと2万平方メートル以上の場合に当たる農振の見直しによる手続を踏んでいただきたいと存じます。

この問題に、今後、私ども議員はどう対処すればいいのでしょうか。民間業者による開発時や住民に対して説明ができません。斎場環境影響調査委託料も玉野総合コンサルタントによる基本計画ができてからでも遅くはありません。9月補正予算ではなく、住民に基本計画を十分に説明し、理解を得るとともに、平成20年度当初予算で審議されることを願い、詳しい説明のないまま性急に行われる9月補正予算でのお認めはできないことを申し上げ、一般会計補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第55号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第55号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に賛成討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第56号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第56号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第57号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第57号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題として、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第58号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第58号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定といたします。

○議長（佐藤 勇君）

ここでお昼の休憩をとります。再開は午後1時半からにいたします。お願いいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き、再開させていただきます。

なお、13番の近藤健一議員は体調不良のため早退いたしましたので、報告させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第1号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、日程第18・認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成18年度一般会計として評価すべき点として、まず自主防災会の防災倉庫を設置助成や、帰宅支援マップの作成、AEDの公共施設の設置、児童・生徒の登下校時の安全対策支援などの防災・防犯への対応、また2点目として学童保育、母子通園施設への充実、それから学校耐震補強工事やアスベスト対策、3点目として勝幡駅前広場工事などへの助成、あるいは水道事業の補助などが行われている点は評価をいたします。しかし、所得控除の廃止や年金課税などに伴う住民税の増税や、それに対する対策がとられていないこと。また、職員給与の改定や、必要のない指定機関への委託料の問題、個人情報漏えいの危険のある住民基本台帳ネットワークへの接続も続けています。さらに、住民の暮らしが大変になっているのにもかかわらず、国民健康保険の医療費減免や国保税、介護保険料の減免、また教育では30人学級の実現や、医療費の小学校卒業までの無料化、自立支援法による障害者の新たな負担に対する支援策なども十

分ではありません。とりわけ18年度は、市民を戦争の準備に巻き込んでいく国民保護計画の策定も絶対に許されるものではありません。

以上のような理由から、平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論をお受けいたします。

よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第2号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・認定第2号：平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

平成18年度愛西市土地取得特別会計決算について反対討論をいたします。

土地取得特別会計のもととなる土地開発基金の土地財産において行政財産が含まれており、普通財産と言えない土地も含まれています。また、塩漬け土地や、本来取得できない農地もいまだ含まれており、適正な財産管理がされていません。昨年より指摘をしている課題ではありますが、いまだ解決されない問題を含んでおりますので反対といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第3号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・認定第3号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第3号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第4号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・認定第4号：平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第4号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第5号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・認定第5号：平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

認定第5号：介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

平成18年度から介護保険法が改正をされ、ベッド、車いすなどの日常用具が借りられなくなるなど大きな問題となって、改善がされてきたとはいえ、特に介護度の低い要介護者が今までどおりサービスが利用できなくなった現状は解決されていません。地域支援事業が創設され、予防強化が図られ、特定高齢者、一般高齢者への働きかけが行われました。同世代との交流ができたものの参加者が少ないということですが、予防効果があったとは言えない状況です。今後、地域支援事業として地域の力を掘り起こすことが大切で、地域のきめ細かな宅老所などの高齢者の居場所づくりが必要だと考えます。

平成18年度に介護保険料改定の値上げがされ、住民税による値上げなどで連続値上げとなっています。これでは利用したくてもできないと怒りの声が寄せられています。不納欠損が289万7,000円となっていますが、年金が月1万5,000円以上ある人は年金から引かれていますので、低所得の方が保険料を払えない状況になっています。低所得者への減免制度を行うべきです。介護保険法を改悪し、国からの支出を減らすために強行に進められております。地方自治体に無理難題を押しつける国のやり方に、市民の立場でもっと怒りを持って、市民のための介護保険制度にしていきたいと要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ賛成討論でも結構でございます。お受けいたします。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第6号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・認定第6号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第6号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・認定第7号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・認定第7号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず通告に従い、反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、認定第7号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

下水道整備事業は住民の強い要望であり、できるだけ早期に事業費を抑えながら進める必要があります。その点では、合併浄化槽設置とその公的な管理や、新たなコミュニティープラントの設置などを含めた検討をすべきです。しかし、現状では300億円の巨費を投じ、計画地域全域に完成するのは、計画でも25年がかかるものとなっています。こうした公共下水道の進め方には同意できません。

以上の理由から、平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、賛成討論を受け付けます。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第7号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・認定第8号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・認定第8号：平成18年度愛西市水道事業決算認定についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第8号を採決いたします。

認定第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第8号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第26・請願第1号（討論・採決）

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第26・請願第1号：悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願についてを議題とし、討論を行います。

反対討論のある方、どうぞ。

[発言する者なし]

それでは、次に賛成討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

### ○10番（真野和久君）

それでは、請願第1号：悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願について賛成討論を行います。

請願書にあるように、リフォーム詐欺や悪質な訪問販売、マルチ商法などにクレジットが多く使われ、深刻な被害が出ています。日弁連によると、経済産業省内の審議会がこの問題を担当する委員会でも、2006年6月に昨今の悪質訪問販売住宅リフォーム問題や、布団・呉服を中心としたモニター商法の事例を見ると、クレジット事業者の不適正与信がこうした悪質な勧誘販売行為を助長し、被害を拡大しているとの指摘を否認ない状況がうかがえるという報告をまとめており、2008年の通常国会に割賦販売法の改正法案が提出される見込みとなっています。しかし、被害対策として実効性のある法改正をする必要があるということが重要であります。クレジット契約では、クレジット会社は勧誘契約履行の場面に直接関与せず、販売業者はお客にクレジットを使わせれば会社から全額の立てかえ払いを受けることができるため、販売業者がクレジットを使って強引な売り方や詐欺的な販売をしたり、契約を誠実に履行しないといったことが起こりやすいとのことであります。今回の請願では実効性のある対策として、クレジット会社に対する過剰与信の規制や、既払金の返還を含む共同責任の規定、すべてのクレジット契約を法の対象にし、クレジット事業者の登録制やクーリングオフの適用などが盛り込まれています。こうしたクレジット被害の防止のために必要な請願として賛成をいたします。

### ○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、請願第1号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第9号（採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第27・陳情第9号：愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情についてを議題といたします。

ここでお諮りをいたします。

陳情第9号については、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定をいたしました。

陳情第9号につきましては、経済建設委員長の報告のとおり、理事者に検討方を要望するという御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、陳情第9号は理事者に検討方を要望するという御決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・陳情第10号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第28・陳情第10号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

反対討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番の永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情に対する賛成討論を行います。

子供に行き届いた教育を行っていくために、学校規模の縮小、とりわけ30人学級の拡大が大きな効果があることは文部科学省も認め、地方自治体の判断により少人数学級の実現を認めるようになりましたが、いまだに学級編制基準40人を変えようとしておりません。文部科学省は、教育自然減の範囲内で少し管理職を中心に増員するなどの部分的な手直しを行っていますが、これらは学級規模の直接的な縮小に結びつくものになっておりません。自治体の努力だけでは、財源難を理由に学級規模の縮小はなかなか前進していきません。やはり国の学級編

制基準40人を変えなければ、抜本的な改善に進んでいかないというふうに思います。国段階における学級規模縮小の実現と次期定数改善計画の早期の実施を求める意見書を政府に提出してほしいという本陳情には賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第10号を採決いたします。

陳情第10号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、陳情第10号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・陳情第11号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第29・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

長い父母と教師の運動の中で私学助成が行われてきました。しかし、骨太方針のもとに私学助成予算が削減されれば私学助成制度の根幹が揺らぎ、私学にも大きな打撃を受けることは避けられません。いじめ、学級崩壊、少年事件などに見られるように、今、学校教育は公私を問わず重大な岐路に立っています。教育改革、学校改革が待ったなしです。子供と教育の危機は、今や子供が主体的に生きていけるかどうかの危機とも言われております。その克服に立ち向かう上でも、独自性を持つ私学教育の役割は一層重要となってきます。国に対してぜひ三つの項目に対する意見書の提出をしていただくよう要望して、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第11号を採決いたします。

陳情第11号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第11号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・陳情第12号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第30・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

反対討論のある方、どうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

愛知の私学は、家庭・地域・学校が一体となってサマーセミナー、また10万人を超える父母、市民が集うオータムフェスティバルなどの取り組みを行い、子供たちを羽ばたかせる土壌を豊かに耕しています。しかし、県は財政難を理由に私学助成が削減され、私学の財政は一挙に苦しくなりました。不況の影響の中で授業料が払えなくて中退したり、滞納もふえています。学費の公私格差をなくすことが求められています。県に対しての意見書の提出を求めて、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第12号を採決いたします。

陳情第12号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第12号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・陳情第13号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第31・陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情についての賛成討論を行います。

父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学だけの問題ではなく、市民にとっても切実な要求でもあります。準義務教育化された高校教育における公私格差是正は、教育の機会均等を保障するためにも急務の問題でもあります。ぜひ市独自の授業料助成を拡大するよう求めて、賛成討論といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について賛成討論をいたします。

世界も多様化し、子供たちが生きにくい社会となっております。受験期は思春期とも重なり、さまざまな壁にぶつかる子供もいます。そんな子供たちを独自の教育で立派な大人に育て上げている私学がたくさんあります。また、学費が払えなくて私学に通い続けることができない仲間のために、私学の子供たちが協力して募金運動をしていることも知っています。現社会において私学の存在は重要であります。だれもが教育を平等に豊かに受ける権利があるのに、そのような環境とはほど遠い状況です。よって、私は市として私学助成に力を注ぐことに賛成をいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

通告により、7番・岩間泰彦議員、どうぞ。

**○7番（岩間泰彦君）**

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について、市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情に対し反対の立場から意見を述べたいと思います。

現在、愛西市が行っている私立高等学校授業料補助は、私立高等学校または専修学校に在籍する生徒の保護者に対し年1万円の補助をしているところですが、これは近隣市町村と比較しても特段の格差があるわけではありません。学費負担の公私格差を是正する必要性は理解できますが、市独自の補助事業については、行政改革を着実に実施するため、行政改革推進本部を中心に全庁挙げて取り組む中、財政改革プロジェクトチームを立ち上げ、見直しが進められております。この私立高等学校授業料補助についても、行政改革推進委員会などの意見や助言を参考にしながら慎重に判断する必要があり、現段階で市独自の私学助成の拡充を求める陳情に

賛成するには時期尚早と言わざるを得ません。

以上で反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第13号を採決いたします。

陳情第13号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第13号は不採択と決定をいたします。

ここでお諮りをいたします。

本日配付の日程はすべて終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をしていただきたいと思いますので暫時休憩をしたいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き、再開させていただきます。

ただいま休憩中に意見書案第4号：割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について、意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので報告いたします。

意見書案4件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第4号から意見書案第7号を追加日程として、本日、御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・意見書案第4号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

追加日程第1・意見書案第4号：割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを議題と

いたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○29番（太田芳郎君）**

それでは、提出者として今回の意見書案の内容につきまして説明をさせていただきます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）の内容といたしましては、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し支払い能力を超える販売が繰り返されたり、クレジット契約を悪用した詐欺的商法の被害が絶えないところであります。このような被害は、クレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言えます。経済産業省は、クレジット被害を防止するため、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにあります。よって、国会及び政府に対しまして、割賦販売法改正に当たっては過剰与信規制の具体化、不適正与信防止義務と既払い金返還責任、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止、登録制の導入の実現を要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。平成19年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣あてでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎追加日程第2・意見書案第5号（提案説明・質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、追加日程第2・意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○20番（大宮吉満君）** 意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成19年9月26日提出、提出者、愛西市議会議員、大宮吉満。賛成者、愛西市議会議員 石崎たか子、同じく永井千年、同じく宮本和子、同じく鬼頭勝治、同じく岩間泰彦、同じく前田芙美子、同じく三輪久之、同じく小沢照子氏でございます。愛西市議会議長 佐藤勇殿ということで、内容といたしましては、平成20年度の政府予算編成に当たり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実施に向けて十分な教育予算を確保されるよう要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月、愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございますので、よろし

くお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第5号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第6号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第3・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君） 意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成19年9月26日提出、提出者、愛西市議会議員、大宮吉満。賛成者、愛西市議会議員 石崎たか子、同じく永井千年、同じく宮本和子、同じく鬼頭勝治、同じく岩間泰彦、同じく前田芙美子、同じく三輪久之、同じく小沢照子氏であります。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

提案の説明といたしましては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高等学校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られることと、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と専任教職員増など、教育改革の促進を目的とした特別助成の実現を要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第7号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第4・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君） 意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成19年9月26日提出、提出者、愛西市議会議員、大宮吉満。賛成者、愛西市議会議員 石崎たか子、同じく永井千年、同じく宮本和子、同じく鬼頭勝治、同じく岩間泰彦、同じく前田芙美子、同じく三輪久之、同じく小沢照子氏でございます。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

内容といたしましては、私立高校への経常費助成を増額するとともに、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充し、直ちに平成10年度水準を回復されることを要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。平成19年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、愛知県知事あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第7号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・委員会付託の省略について

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第4号から意見書案第7号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号から意見書案第7号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・意見書案第4号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第6・意見書案第4号：割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・意見書案第5号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第7・意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第8・意見書案第6号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第8・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第9・意見書案第7号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第9・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（佐藤 勇君）**

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

**○市長（八木忠男君）**

お許しをいただきまして、一言お礼を申し上げます。

9月4日から本日までの長きにわたりまして、多くの案件を御審議、御決定をいただきまして、ありがとうございます。御指摘いただきました内容につきましては、事務事業に十二分に留意をして進めてまいりたいと思っております。

少し報告をさせていただきますが、これから体育大会、あるいは文化祭、交通安全大会など計画をしておりますし、60年に1度の御鋤祭りという、これは農家の皆さんの豊穰を願うというようなことのようにありますが、これが各地で計画をされているようであります。60年に1度のお祭りということですので、それぞれの地域でまた皆さん方も御参加、どんな様子かお目通しをしていただけたらと思います。

そして、今般の本年度の予算には計上を見合わせていただきました国際交流中学生派遣のサクラメント県人会、あるいはスタクトン、それから102歳になられる石塚タカさんの三つの訪問を10月11日から16日の間で、私、留守をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

そして、くしくもきょうは伊勢湾台風の日ということで、自分も中学校の1年生で、夜、すごい雨・風でかわらががらと落ちて飛ばされていたことを思い出しているわけですが、ことしは台風も例年になく、多い年もあったわけですが、おかげさまで私どもの方にはそんなに大きい影響はございません。これで台風も来てくれないがなと、そんなことを思っているわけであります。

けさ、もう大変涼しい陽気になってまいりました。こうした季節の変わり目は体調に気をつけていただき、そしてそれぞれのお立場で御活躍いただきますようにお祈りをして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて平成19年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後2時32分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

佐藤 勇

会議録署名議員  
第17番議員

加藤 和之

会議録署名議員  
第18番議員

古江 寛昭